（別紙１）

事　前　評　価　調　書

Ⅰ 事業概要

事 業 名	交通安全施設等整備事業（待避所設置工事）
地 区 名	一般国道４７３号
事業箇所	北設楽郡東栄町大字下田
事業のあらまし	一般国道４７３号は、愛知県蒲郡市から静岡県を結ぶ幹線道路であり、この地方の交通の要となっている。当地区では、三遠南信自動車道の開通後、観光目的の交通量が増加し、事故の危険性も増加している。この付近には、小学校があり通学路にも指定されているが、道幅が狭く、車輌のすれ違いが困難であることから、待避所を設置する。
事業目標	【達成（主要）目標】 待避所を整備し、自動車交通の安全性の向上を図る。 【副次目標】 ―

事 業 費	事業費	内訳
	１．００億円	□工事費０．８０億円、□用補費０．１０億円、□その他０．１０億円

事業期間	採択予定年度	平成２８年度	着工予定年度	平成２８年度	完成予定年度	平成３０年度

事業内容	待避所設置工事

Ⅱ 評価

①事業の必要性

1) 必要性	・カーブ区間で見通しが悪い上に、道幅が狭く、車輌のすれ違いが困難であることから、待避所を設置する。
判定	A Ａ：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 Ｂ：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
	【理由】 道幅が狭い中で、通行車両を安全にすれ違いさせるため、待避所設置が必要である。

③事業の実効性

1) 事業計画

		H28	H29	H30
工種区分	調査･設計	←→	←→	
	用地補償		←→	
	工事			←→
事業費（億円）		1.00		

2) 地元の合意形成	【理由】 地元より要望書が提出されるなど、整備要望の声が強く、地元合意形成が図れる環境にある。
判定	A Ａ：事業計画の実効性が期待できる。 Ｂ：十分な事業効果が期待できない。
	【理由】 事業の実効性についても問題ないと判断したため。

Ⅵ 対応方針

事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてＡ判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後　５年目）　□対象外

【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の歩行者等の安全性の変化